平成２４年（フ）第６５号
広島県三原市宗郷３丁目６番５号
債務者　小池　朋弘
1　決定年月日時　平成24年７月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第６８号
広島県三原市西野４丁目８番３－404号
債務者　増田実奈子
1　決定年月日時　平成24年７月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第２８号
山口県萩市大字椿東1128番地６
債務者　岡　　純一
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２４年（フ）第１７６号
愛媛県松山市萱町５丁目55番地　サーパス萱町609号
債務者　西王地真司
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２１１号
愛媛県松山市枝松１丁目８番27号　コーポ泉101号
債務者　川村　廣美
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２１８号
愛媛県松山市南久米町496番地６
債務者　今井　修一
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２１９号
愛媛県松山市南久米町496番地６
債務者　今井　　京
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２３０号
住居所不定、住民票上の住所愛媛県松山市樽味１丁目１番12号　東光苑ビル16号
債務者　高橋　啓二
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２３１号
愛媛県松山市堀江町甲1929番地４
債務者　垣鍔　公恵
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２４０号
愛媛県松山市石手５丁目８番20号
債務者　作内　繁夫
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５２号
福岡県飯塚市赤坂595番地１
債務者　境　　久行
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第６７号
福岡県嘉麻市鴨生377番地11
債務者　馬場　敏子
1　決定年月日時　平成24年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第７６号
福岡県田川郡香春町大字中津原2805番地６
債務者　中原　光規
1　決定年月日時　平成24年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第４９号
佐賀市高木瀬東６丁目９番1111号、住民票上の住所佐賀市高木瀬町大字長瀬1210番地
債務者　原口　香織
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５２号
佐賀県鳥栖市儀徳町2744番地シャルマンコート101
債務者　牛嶋　大貴
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９０号
佐賀市兵庫町大字若宮1741番地１
債務者　松尾　寛茂
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１５号
佐賀県鳥栖市村田町570番地１
債務者　黒木　敬一
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係